適合証明業務（フラット35）申請手数料

地域別割増手数料

愛知県・神奈川県 版

● **下表の対象地域の場合は、割増手数料を申請手数料に加算いたします。**

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域区分	割増手数料	対象地域（愛知県）	対象地域（神奈川県）
A地域	10,000円	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町	平塚市、秦野市、伊勢原市、二宮町、大磯町、中井町、松田町、大井町、開成町
B地域	15,000円	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市（佐久島を除く。）、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町	厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、大和市、綾瀬市、座間市、寒川町、愛川町、清川村
C地域	20,000円	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市（佐久島に限る。）	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

※1.　消費税含む。
※2.　建築基準法による中間・完了検査または住宅性能評価（建設）を当センターで行っている場合は除く。
※3.　同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1 つの検査申請のみに割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。

愛　知　県

神　奈　川　県

静岡県及び山梨県の全域は、地域別割増手数料はありません。